お知らせ

同時資料提供先

岡山県政記者クラブ 倉敷市記者クラブ

~ 聞かせてほしい。みんなの声!~

高梁川水系の川づくりに関する住民意見を聴く会を開催します。

高梁川では、今後20~30年間におこなう国管理区間を対象とした、河川の具体的な整備目標と内容を示す「高梁川水系河川整備計画」を策定します。

この整備計画を策定するにあたり、皆さまのご意見を河川法第16条2項に基づき反映させたいと考えており、皆さまの貴重なご意見を幅広くお伺いする場として、「地域と共に明日の高梁川を考える会」を別紙のとおり開催しますので、地域の皆さまにおかれましては、奮ってご参加頂きますようお願いします。

記

開催日時:平成19年12月 3日(月)から別紙参照

対象者 : 高梁川、小田川(国管理区間)の浸水想定区域を網羅する流域住民

基本的な考え方や意見聴取の方法につきましては別添資料参照

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話番号(086)223-5101(代表)

FAX (086)234-2298

(担当)副所長(技術) 植田 光明(内線 205)

河川環境課長 友沢 晋一(内線 361)

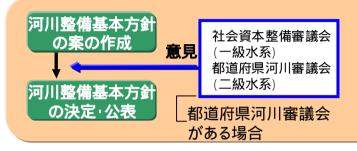
開催日時・場所

開催日	時間	会場	住所	該当地区
12月 3日(月)	19~21時	清音支所	総社市清音 軽部 1135	高梁川上流部東側 <総社市清音 >
4日(火)	II	玉島文化センター	倉敷市玉島 阿賀崎 1-6-27	高梁川下流部西側 〈倉敷市玉島〉
5日(水)	II	総社市 西公民館	総社市 秦 350	高梁川上流部西側 < 総社市秦 >
12月 9日(日)	10~12時	倉敷市 福田公民館	倉敷市福田町 古新田 274-21	高梁川下流部東側 < 倉敷市水島 >
1 1日(火)	19~21時	マービー ふれあいセンター	倉敷市真備町 箭田 40 - 1	小田川北側 <倉敷市真備町>
13日(水)	II	倉敷市 船穂公民館	倉敷市船穂町 船穂 1697	高梁川中流部西側 < 倉敷市船穂町 >
17日(月)	II	イオンモール倉敷 イオンホール	倉敷市水江 1	高粱川中流部東側 〈倉敷市酒津〉

河川整備基本方針 (長期的な基本方針)

手

順



1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

2.河川の整備の基本となるべき事項

·基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点の計画高水流量に関する事項

- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項

策定者

内

容

国土交通大臣

策定 範囲

水系ごと

高梁川 水系

平成19年8月16日策定

河川整備計画 (今後20~30年間の河川整備の内容)

原案

学識経験者の意見聴取

河川整備計画 案の作成

公聴会の開催等関係住民の意見 を反映させるために必要な措置

河川整備計画の 決定・公表 地方公共団体の長の 意見聴取

- 1.河川整備の目標に関する事項
- 2.河川の整備の実施に関する事項
- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所、 並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施 設

の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

地方整備局長等 または 都道府県知事

一定の区間ごと(国管理区間など)

	区間		時 期		
国領	管理	国管理区間	平成20年度策定(予定)		
岡山県	昊 管理	高梁川水系中 上流ブロック	策定作業中		
広島県	! 管理	成羽川ブロック	平成13年6月20日策定		

意見聴取の方法

- 1.基本的な考え方
 - < 意見聴取の対象者 >
 - 1)学識経験を有する者
 - 2)関係住民
 - 3)関係県知事及び関係市町長

- < 意見聴取の手順 > -

·それぞれの対象者から個々に実施 透明性、公平性の確保に留意

2.意見聴取の方法

- 1)学識経験を有する者からの意見聴取(河川法16条の2):
- ◆ 学識経験者から構成される「明日の高梁川を語る会」を設置し、意見聴取
- ◆ 会議は公開とし、会議資料、議事録は後日、岡山河川事務所ホームページに掲載
- ◆ 懇談会会場は、高梁川流域内の公共会議場等を活用

2)関係住民からの意見聴取(河川法16条の2)

- ◆「地域と共に明日の高梁川を考える会」の開催、アンケートの実施等により 広〈積極的に意見を聴取 (河川法16条の2)
- ◆「地域と共に明日の高梁川を考える会」は、流域内(国管理区間)の2市(倉敷・総社市)の 7箇所で開催 (河川法16条の2)
- ◆アンケートは、事務所ホームページや新聞折込での配布、公的機関等での配布により実施・新聞折込については、流域内だけでなく、高梁川、小田川の浸水想定区域も対象とし、 倉敷市・総社市・岡山市・早島町に配布(浅口市は戸別配布)

⁻3)関係県知事及び関係市町長からの意見聴取(河川法16条の2) -

◆ 河川整備計画案に対する意見聴取など適宜実施